

公共下水道の調査と工事にご協力をお願いします

【事業の概要】

- **常盤平地区**において、令和8年度より汚水専用の下水道管を新設し、汚水と雨水を別々に排水する「分流式へ変更するための調査・工事」に着手します。
- 常盤平地区の公共下水道の分流化が完了後、千葉県流域下水道に編入したのち、老朽化した市の金ヶ作終末処理場の廃止を目指していきます。
- **分流式に変更するための調査や工事は、市が費用を全額負担して実施します。所有者等の皆様が費用を負担することはありませんのでご安心ください。**
- 市のホームページで、事業に関する詳しい内容を公表していますのでご参照ください。

【事業の流れ】

※常盤平地区をいくつかのエリアに分けて段階的にご案内しますので、お住まいの場所によってご案内の時期が異なります。

STEP 1 1年目 分流化事業・現地調査のご案内

- 事業の目的や概要について、資料をお配りし、ご案内いたします。
- 事業詳細については、別紙のパンフレット「常盤平地区 公共下水道の分流化」をご参照ください。



STEP 2 1年目 私有地内の現地調査

- 私有地内の排水設備(排水管)の位置やルート、大きさ、深さ、合流が分流かなど調査させていただき、分流化工事(汚水と雨水の排水を別々の排水管に分ける工事)が必要となるかどうかを確認いたします。
- 調査は市が委託した専門の業者が行います。調査の対象となる所有者等の皆様には、委託業者が個別に訪問し、調査内容についてご案内した上で、現地調査の日時を調整させていただきます。



STEP 3 2年目 私有地内 分流化工事のご案内

- STEP 2の現地調査の結果、私有地内の排水設備の分流化工事が必要となった場合には、対象となる皆様(所有者様等)へ、市職員が個別に訪問し、工事の内容についてご説明いたします。
- 事業の趣旨をご理解いただいた上で、「分流化工事承諾書」のご提出をお願いいたします。



STEP 4 3年目 下水道管 新設工事【道路内】

- 道路内に、汚水専用の下水道管を新設します。 ※既存の下水道管は雨水管として利用します。
- 私有地内の分流化工事が必要無い場合には、既存の公共ます・取付管を、新設する下水道管に付け替えます。
- 私有地内の分流化工事が必要な場合には、新たに公共ます・取付管を、私有地内に設置します。



STEP 5 4年目 私有地内 分流化工事(排水設備)

- 私有地内で、汚水と雨水を別々の排水管に分ける分流化工事を行い、公共ますに接続します。
- 工事は市と契約した専門の業者(松戸市下水道指定工事店)が行い、完了した後に検査を行います。また、所有者等の皆様には、現地の状況や完成図面を確認していただきます。



完了 常盤平地区の分流化事業 完了

- 常盤平地区の公共下水道の分流化が完了後、千葉県流域下水道に編入し、老朽化した市の金ヶ作終末処理場を廃止する計画です。
- 対象区域の面積が約163ヘクタールと非常に広いため、段階的に進めていきます。完了までの事業期間は25年間で予定しています。

【常盤平地区の公共下水道分流化事業全般や、現地調査に関する問い合わせ先】

〒271-8588 松戸市根本387-5 (別館3階)

松戸市 建設部 下水道整備課 (計画班)

☎ 047-366-7361 FAX 047-363-6779

✉ mcgesuidouseibi@city.matsudo.chiba.jp

ホームページはこちら

